

国民年金基金・国民年金基金連合会の 年金支給について

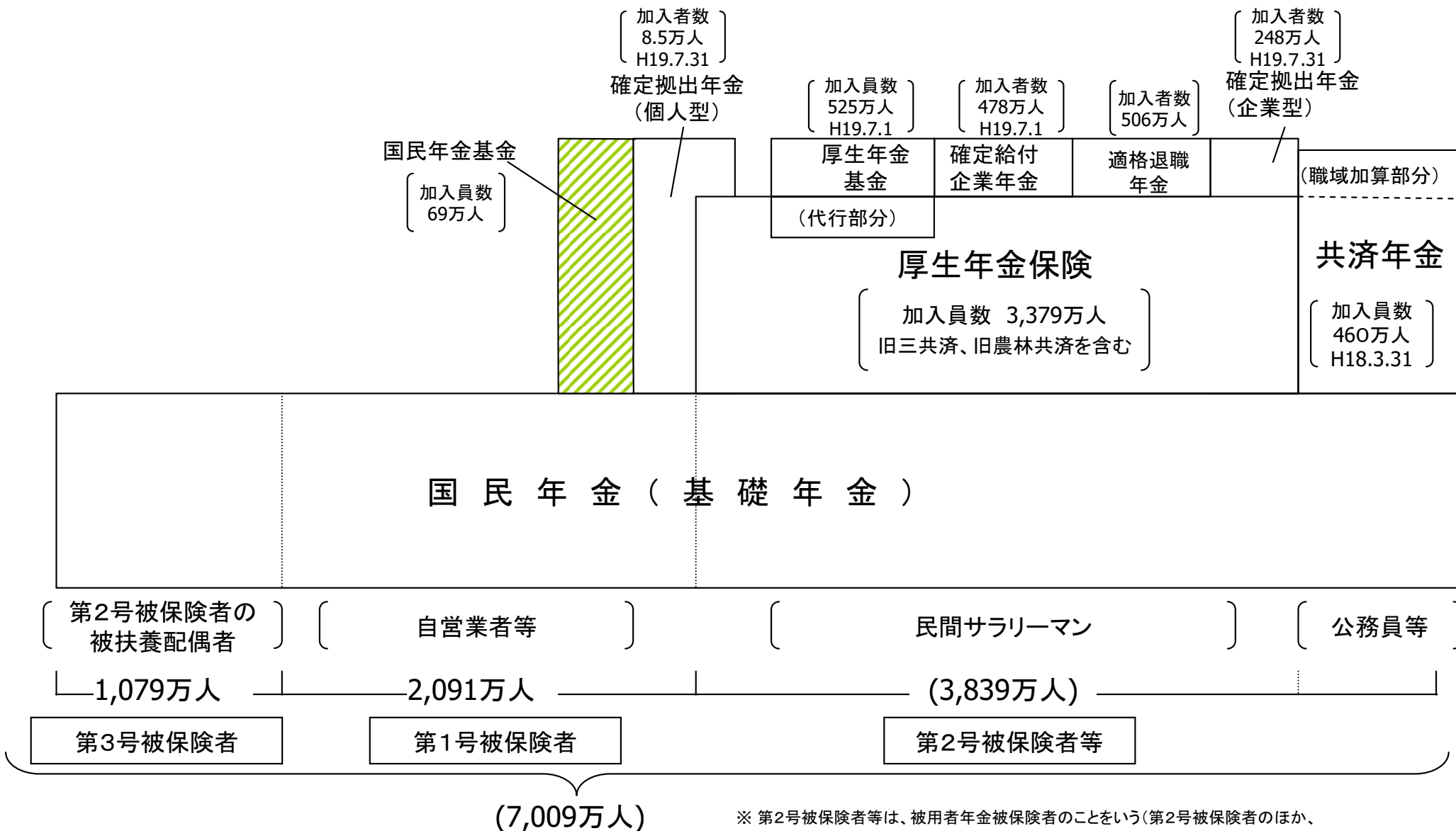
平成19年11月

国民年金基金連合会

1 国民年金基金と国民年金基金連合会

(1) 年金制度の体系

(数値は、注釈のない限り平成19年3月末)



※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)
 ※ ()内の数値は、時点が異なる数値を単純に合計して得られた参考値。

(2) 国民年金基金と国民年金基金連合会の役割

① 国民年金基金（平成3年度から設立）

○目的

- 国民年金第1号被保険者の老後所得保障の充実を図るため、老齢基礎年金に上乗せして年金給付を行う。

○加入資格

- 国民年金の第1号被保険者（保険料免除者等を除く）
- 一人一人が自らの意思により、加入し、掛金を納付

○運営

- 地域型基金（47）と職能型基金（25）
- 事前積立方式
- 掛金納付は口座振替

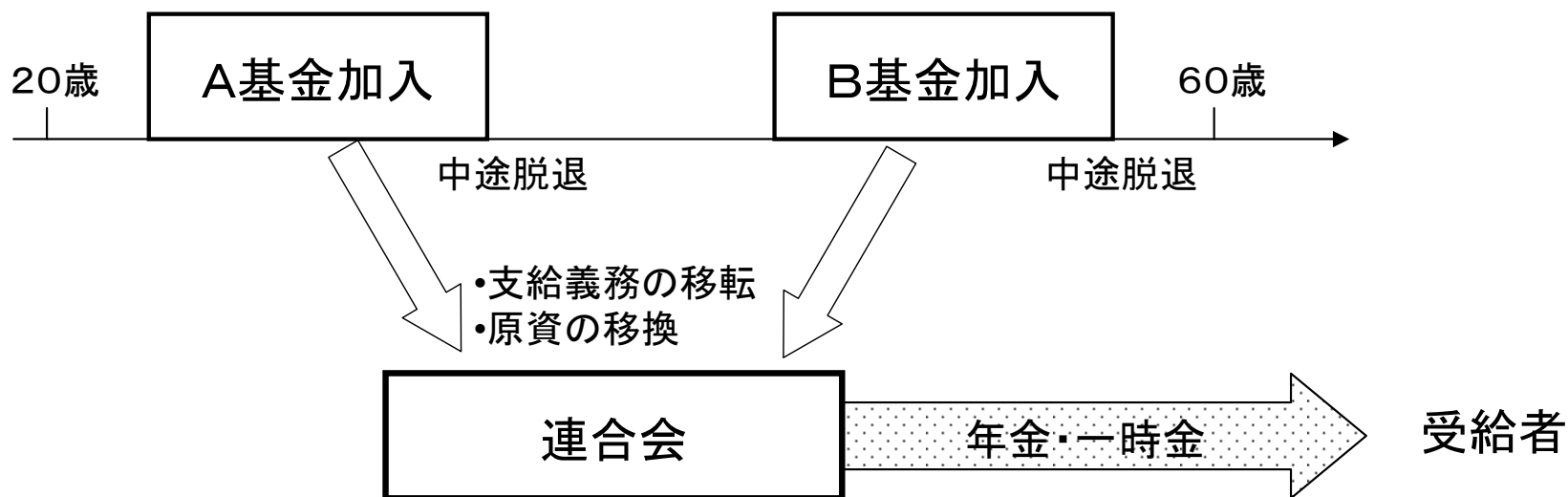
○給付

- 老齢年金と遺族一時金
- 終身年金を基本とし、加入者の選択により有期年金を組合せ
- 原則65歳支給開始（一部60歳）

② 国民年金基金連合会（平成3年度設立）

○国民年金基金の中途脱退者に対し、老齢年金と遺族一時金を支給

※中途脱退者とは、基金の加入員資格を60歳到達前に喪失された方（基金に15年以上加入した方を除く）をいう。



※連合会においては、この他に積立金の運用等を行っている。

(3) 国民年金基金の年金

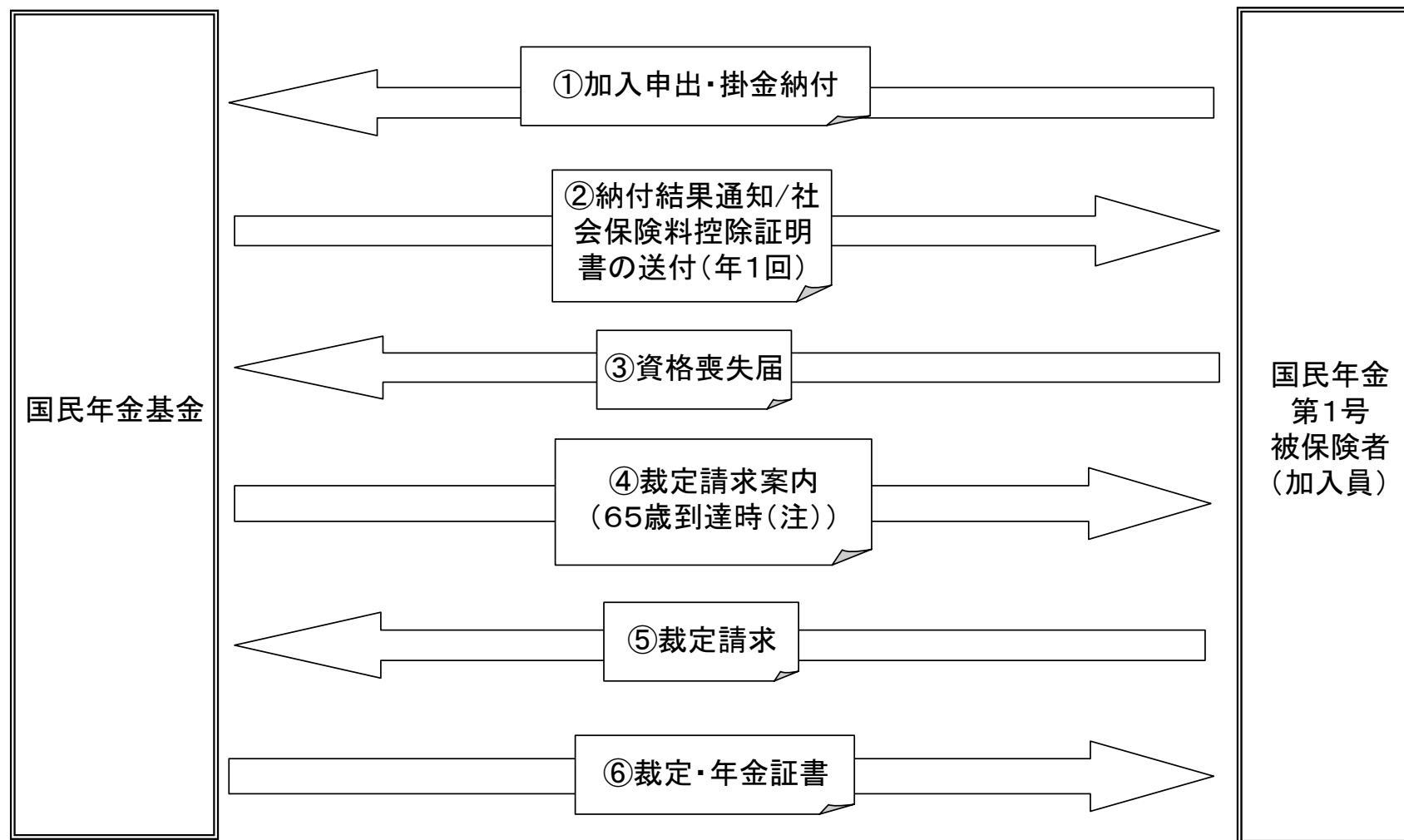
(平成18年度末時点)

	基金	連合会 (中途脱退者分)	合計
受給者数	16.1万人	1.8万人	17.9万人
年金額(年額) (一人当たり)	24万円	15万円	23万円
年金額(年額) (総額)	382億円	28億円	410億円

2 加入から年金受給までの流れ

(1) 国民年金基金

①事務の流れ



(注)一部加入員は、60歳に支給開始となり、その際に裁定請求案内を行う。

②60歳到達時の案内

- 加入員が60歳に到達した際、掛金納付実績、受取予定年金額、裁定請求手続き等を案内。

掛金引落しに関するご案内		納付状況	
加入員番号	1300-00000001	加入月数	156ヶ月
加入員の氏名	年金 太郎	納付月数	156ヶ月
加入員の生年月日	昭和22年9月10日	未納月数	0ヶ月
あなたの加入されている国民年金基金の引落し期間が終了いたしましたのでご通知します。 あわせてこれまでの納付状況、及び納付状況に基づいた受取予定年金額をご通知します。 年金を受け取られる年齢に到達された時点であらためて、年金請求手続きのご案内を送付いたします。		受取予定年金額（年額） 65歳から 240,000円 80歳から 120,000円	
145-0066			
東京都港区六本木1-1-1			
		平成19年10月25日	
年金 太郎 様		東京都国民年金基金	

③年金裁定請求書の送付

- 加入員が65歳に到達した際、裁定請求書を送付。

注)一部加入員については、60歳到達時に送付。

- この他に随時、電話等の連絡を受けて、受給資格のある方に裁定請求書を送付。

国民年金基金年金裁定請求書(記入例)

届書コード		5101 新規		5111 再		平成19年4月1日 提出	
① 加入員番号	② 氏名	③ 性別	④ 生年月日				
1300999999999	基金太郎	男	昭和51年7月10日				
⑤ 郵便番号	市区町村コード	⑥ 住所					
1600032		東京都港区					
フリガナ			⑦ 連絡先電話番号				
六本木 6-1-21			03 54110211				
⑧ 年金の払渡を受ける支払機関	1 金融機関	⑨ 本店	金融機関コード	店コード	預金種目	口座番号	
	六本木	麻布支店			1 普通	11111111	
2 通帳記号		通帳番号		⑩ 金融機関又は郵便局の証明			
				六本木銀行 麻布支店			
⑪ 国民年金の老齢基礎年金を繰上げ受給していますか							
1 全部繰上げて受給中		2 一部繰上げて受給中		③ 受給していない			
⑫ 国民年金の老齢基礎年金が停止されていますか							
1 はい		② いいえ					
年金加入期間							
厚生年金 月		共済組合 月		特定警察職員等 月			
老齢基礎年金の受給権発生日				平成 年 月			

この請求書に添える書類等)

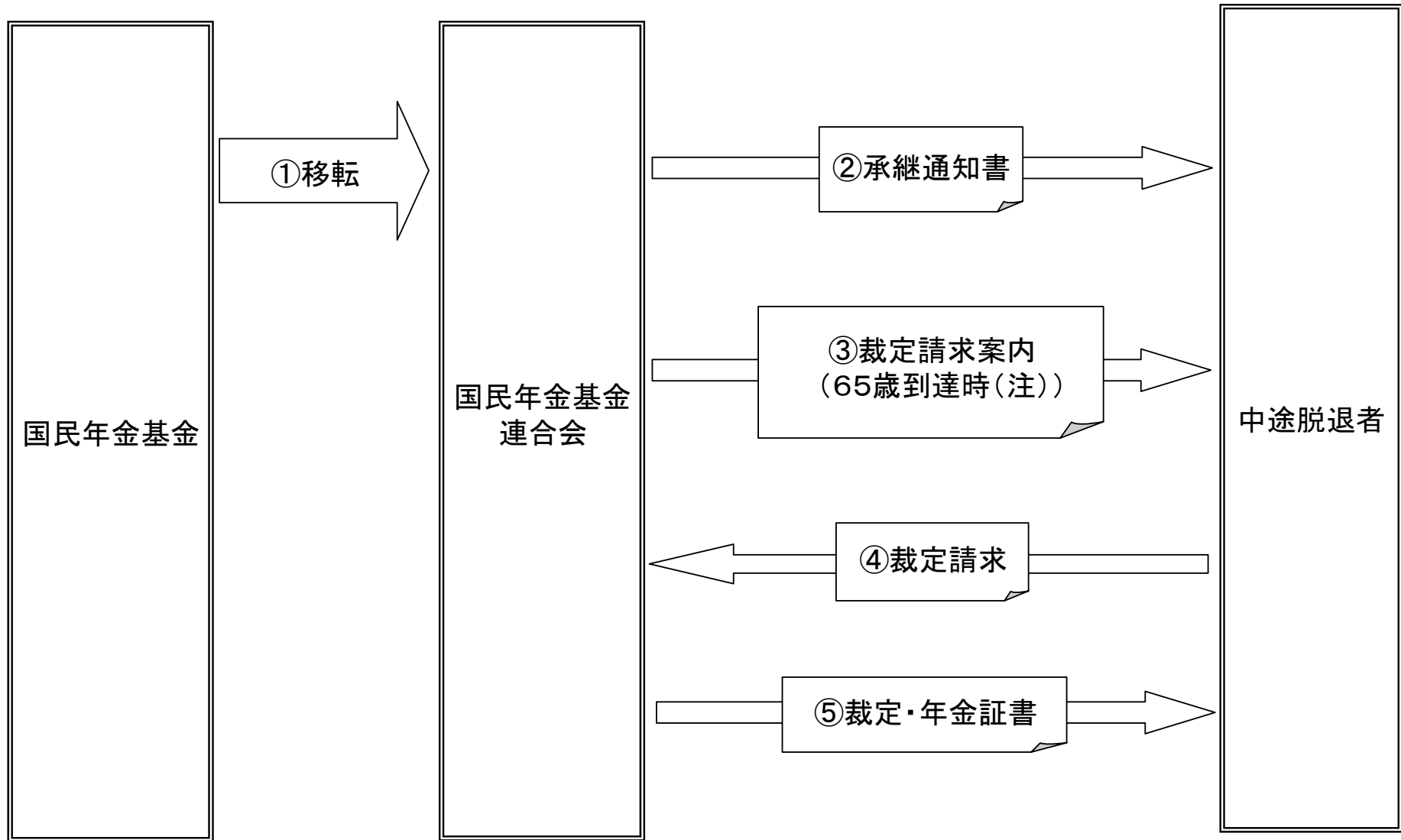
- あなたの生年月日についての戸籍の抄本または市区町村の証明書を添付してください。
- 加入員証(添えることができないときはその理由書)を添付してください。
- 老齢基礎年金を繰上げ受給している方は、その年金証書(裁定通知書)の写しまたは支給額変更通知書の写しを添付してください。
- 共済年金に20歳以前より加入されていた方は年金加入期間確認通知書の写しも添付してください。

記入上の注意

- ①~⑫欄を記入してください。網掛け欄は記入しないでください。
- ②欄の押印は請求者が自ら署名する場合には必要ありません。
- ⑩欄の金融機関の証明は必ず受けてください。

(2) 国民年金基金連合会

①事務の流れ



(注) 一部中途脱退者は、60歳に支給開始となり、その際に裁定請求案内を行う。

②年金引継ぎのお知らせ(年金支給義務承継通知書)

- 国民年金基金の中途脱退者に対し、承継時に、年金の仕組み、手続き等を案内。この中で、住所等の変更があった場合の連絡を依頼。

料金後納郵便

重要

国民年金基金連合会
〒160-0032
東京都港区六本木6丁目1番21号
三井住友銀行六本木ビル
電話 03-5411-0211

年金支給義務承継通知書

あなたが加入していた国民年金基金にかかる年金の支給義務を当連合会が承継いたしましたので通知いたします。

年 月 日 国民年金基金連合会

- 加入していた国民年金基金の名称
国民年金基金
- 加入期間(納付月数)
年 月 日～ 年 月 日(ヶ月)
- 当連合会が支払義務の引継ぎを受けた日
年 月 日
- 基礎年金番号
- 国民年金基金の加入員番号

〒160-0032
東京都港区六本木6丁目1番21号
三井住友銀行六本木ビル
国民年金基金連合会

国民年金基金を中途で脱退された方へ

国民年金基金を中途で脱退された場合には、それまで国民年金基金に払い込まれた掛金やその利息(これを年金原資といいます。)を国民年金基金から国民年金基金連合会が引継いで管理することになっています。

「年金支給義務承継通知書」は、あなたが、国民年金基金を中途で脱退されたことに伴い、その年金原資と将来の年金等の支給義務を国民年金基金連合会が引継いだことを証明する書類ですので、年金手帳や国民年金基金の加入員証といっしょに大切に保管しておいていただくようお願いいたします。

なお、以下においては、あなたにぜひ知っていただきたいことをご説明してありますので、よくお読みいただくとともに、将来年金を受けるときのために保管しておいてください。

国民年金基金連合会とは

国民年金基金連合会は、全国の国民年金基金を中途で脱退された方に対し、将来の年金や遺族一時金をお支払いするために各国民年金基金の連合体として設立された公的な法人で、中途脱退された方に対する国民年金基金の年金の支給を一元的に行う、通算センターとしての機能をもっています。

中途で脱退された場合の取り扱い

国民年金基金を途中で脱退された場合の取り扱いをいくつか実例をあげてご説明します。

(1) A基金からB基金に加入を変更した場合

例えば、A県で国民年金基金に加入していた方が、B県に引越した国民年金基金に加入した場合などです。

A基金は中途脱退、B基金は新規加入の扱いとなります。B基金からは新たな加入員証が交付されます。

中途で脱退したA基金に払い込まれた年金原資はA基金から国民年金基金連合会に移管され、その分の年金や遺族一時金は将来、国民年金基金連合会からお支払いすることになります。

(2) 2回以上加入基金が変わった場合

この場合も、基本的には(1)と同様の扱いとなります。

(3) 以前加入されていた国民年金基金に再び加入されるとき

以前加入されていた国民年金基金に再び加入されるときは(1)、(2)の場合とやや異なる取扱いとなります。

すなわち、この場合、国民年金基金連合会が引継いで管理していたA国民年金基金分の年金原資は、A国民年金基金にお返しすることになります。

したがって、将来の年金は、以前の加入分と併せてA国民年金基金から支払われることとなります。

なお、この場合のように以前加入されていた国民年金基金に再び加入されるときは、その国民年金基金から交付されていた加入員証の写しを加入申出書に添付して提出してください。

年金を受けることができる年齢に達したときなど

国民年金基金連合会で年金原資をお預かりしている方が年金を受けることができる年齢(次の表をご覧ください)になりましたら、当連合会より年金裁定請求書を送付させていただきますので、住所、氏名の変更があるときは、当連合会にご連絡ください。

また、ご不幸にもお亡くなりになられたときには、ご遺族の方から当連合会にご連絡ください。必要な届出用紙をお送りします。

年金を受けることができる年齢

加入されていた年金の種類等	年金を受けることができる年齢
A型の年金	65歳
B型の年金	65歳
C型の年金	65歳
I型の年金	65歳
II型の年金	65歳
III型の年金	60歳
国民年金本体の老齢基礎年金を65歳前に繰り上げて受給したとき	A型、B型、C型、I型及びII型に加入されている方でも老齢基礎年金を繰り上げて受給したときから国民年金基金の年金の一部が支給されます。